

〈研究ノート〉

## 大内氏の文書管理について — 「殿中文庫」を中心に —

はじめに

和田 秀 作

弘治三年（一五五七）四月、西国の有力大名大内氏が滅亡し、その本拠地である防長両国は毛利氏が制圧した。この政治権力の交替に伴い、この地域には大きな混乱が生じた。その様子の一端を伝えるのが、毛利家文書に残された「氏名未詳書状」である。<sup>1)</sup>

この書状によれば、戦後処理のために毛利氏の支配組織に一時的に登用された大内氏旧臣と毛利氏奉行人との政務執行上の軋轢から、給地の二重賦<sup>に</sup>や理由のない没収といった様々な問題が生じていること、この問題を解決するためには、組織が従うべき規範としての法度を定める必要があるとの意見が大内氏旧臣の側から出されたことなどが知られる。

そして今注目すべきは、この書状の筆者が、自らの意見として「御判も奉書も、月々の案文御前ニ被留置候て、前後のすしあひ<sup>（筋合）</sup>、子細之参差御しらへ候て可然存候」と述べている点である。

実は、この書状は、大内氏の権力中枢で領国経営に携わった経験を持つ筆者が、毛利氏当主に内々に宛てた答申書

としての性格を持っている。<sup>②</sup>

したがって、これらのことから、戦後処理で混乱する毛利氏とは対照的に、大内氏においては、組織が従うべき法度が定められていたと同時に、御判や奉書の案文がきちんと作成・保管され、必要なときには当主の御前に提出されて査閲に供せられるというシステムが構築されていたと推測される。

小稿では、この大内氏の文書管理の一端を限られた史料から探ってみたい。

### 一 大内氏の文書管理をめぐって

ここでは、断片的な史料から大内氏における文書とその管理に関わる事例を時系列に沿ってあげてみたい。

まず、注目したいのは、大内教弘が享徳四年(一四五五)に家臣の分限を調査した際、家臣から提出させた分限注文を「公方様御帳」と呼ばれた帳面と照合し不審な点を問い質している事実である。<sup>③</sup>つまり、大内氏は既に一五世紀半ばには、分限帳と推測される文書を手元に保管し、それによって家臣の所領貫文高(年貢高)を把握していたのである。<sup>④</sup>この「公方様御帳」の存在は、文書の整備という点から注目される事例である。

つぎに、教弘の子大内政弘は、文明二年(一四七〇)二月に家臣から提出された給所注文にもとづき知行を安堵する際、手元の「惣名帳」と校合した上で行っていることが確認できる。<sup>⑤</sup>この「惣名帳」とは、「大内氏の政庁に保管された、家臣ごとの分限帳」だと理解されている。<sup>⑥</sup>当時応仁・文明の乱に参戦中の大内政弘は、こういった帳面を携行して上洛していたことになる。

また、大内氏が領国支配にあたり、郡ごとに設置した郡代は、「郡帳」という帳面を管理し、それにもとづいて郡単位の課役の賦課・徴収を行っていた。<sup>⑦</sup>この「郡帳」の存在は、管見では文明十一年(一四七九)には確かめられる。<sup>⑧</sup>さらに、注目したいのは「殿中日日記」の存在である。これは、九州へ渡海する大内軍の兵船は赤間関の役として用意すべきことを法度として定めた文明十五年(一四八三)八月一日の大内氏捷書に見える。

#### 〔史料一〕

##### 一 兵船渡海関役事御定法

為九州御対治、御在関之時、渡海御勢事、為赤間関役、<sup>(殿門)</sup>可仕立船之旨、於当関被経御評定、任先例被定御法、

・自今以後、可為此分之由議定畢、則所被・殿中日日記、壁書如件、

文明十五年八月一日

この史料には脱字があるため、正確な意味がとれないが、赤間関での「評定」の結果を「殿中日日記」に書き留めたというものであろう。つまり、「殿中日日記」とは法度として公布されるような重要な案件を書き留めるといった性格の文書であり、その名称の通り、「殿中」(大内館の中心的な建物)に保管されるべき公用日記であったと推測される。このような文書を具体的に誰がどこでどのように、作成・保管・活用していたか興味深い。

日記といえば「正任記」の存在も見逃せない。これは、大内政弘の右筆で奉行人でもあった相良正任が文明十年(二四七八)十月に博多の聖福寺で書き記した陣中日記である。<sup>⑩</sup>僅か一ヶ月分しか現存していないが、中世大名家の領国支配組織中枢にいた人間が書き記したものであるという点では、大内氏にあっては唯一の貴重な史料である。この中には、大内氏が発給した判物や奉書の案文が多数書き留められている。<sup>⑪</sup>

問題は、この日記が有職故実にも精通していた正任の個人的な記録なのか、右筆あるいは奉行人としての職務にもとづく公務日記なのかということである。これがどこで保管・活用されていたかという点も含めて検討すべき問題であろう。<sup>17</sup>

さらに、大内氏の文書管理に対する認識を具体的にうかがわせる事例として、文明十八年(一四八六)七月六日の掟書<sup>18</sup>に見える規定に触れておきたい。

〔史料二〕

一 奉書案文事、為奉行当番役、可備上覧之由、被仰出之処、近日無其沙汰、於自今以後者、就毎事、奉書案文事、可備上覧之由、所被仰出也、仍壁書如件、

文明十八年七月六日

(尾形)  
武親 奉

ここでは、「奉書案文」は奉行当番の役目として、大内氏当主の上覧に供することになっているにもかかわらず、近頃はおろそかになっているので、今後は、事あるたびに、あるいはすべての事柄について上覧に供するべきことが命じられている。

当時の大内氏当主である政弘は、長享三年(一四八九)八月の掟書<sup>19</sup>で、出仕する者に毎日自筆で着到(出勤簿)を記させ、その記録を五大鼓(午前八時頃)が打たれた後に当番の御前之童部衆が上覧に供するように命じている。また、政弘はこれに先立つ文明十三年(一四八一)七月には、長門国一宮である住吉神社の「往昔以来之文書」を一見し、正文しか所持していない(つまり案文を作成していない)という大宮司の言を受け、末代のためにそれを書写させ、外題に証判を加えている。<sup>16</sup>

大内政弘が文書の重要性を熟知し、それを保存・管理しようとする意識を持っていたことは疑いようがない。

政弘の孫に当たる大内義隆は、安芸国全土を掌握した直後の天文十年(一五四二)六月二十二日に安芸厳島神社の神官棚守房頭に命じて、同社の宝蔵に納められていた神領に関する二箱の文書箱の証文、及びそれ以外の神領に関する「古証」があればすべて持参するように命じている。それは、同社の社家衆から大内氏に提出された証文と照合するためという理由であった。<sup>17</sup>安芸国全体の新たな支配者となった大内氏が、同国一宮の社領を文書によって把握しようとしていることが知られる。

また、その後も大内氏は、「御公事方不案内」すなわち訴訟に不慣れた厳島神社の社家衆に対して、「たれく申儀ハ披露申間敷候、又たれく申儀ハ披露可申」というような分け隔てはしないことを伝え、先例となるべき言い分が記された過去の奉書を上覧に備える必要性を説いている。<sup>18</sup>つまり、大内氏は厳島神社に対して、訴訟における公平の原則と証文主義を採用することを明言し、その立場で支配にあたっているのである。<sup>19</sup>

以上、列挙したような大内氏の政策の背後にあるものはいったい何なのであろうか。

大内氏歴代の当主が、有職故実の受容に熱心で、書札礼にも気を配っていたことはよく知られている。<sup>20</sup>しかし、これらの事例からうかがえる大内氏の文書に対する認識は、単なる有職故実への興味関心といったものにとどまらないことは明らかである。中世大名である大内家という「家」が、当主自らも文書の重要性を熟知し、それを管理しようとしたためであったと考えられる。つまり、大内氏は「文書主義」による領国支配をめざし、かつ実行していた権力体であったといえよう。<sup>21</sup>

このような大内氏の文書認識を前提にして、つぎに大内氏における文書保管の「場」の問題を検討してみたい。

二 大内氏の文書保管の「場」——「殿中文庫」と「記録所」——

大内氏の関係史料を通覧すると、「文庫」(「文籠」)という言葉が散見される。

例えば、長享三年(一四八九)七月十日の掟書<sup>22)</sup>では、「殿中毎月御歌・同御連歌御懐紙」は、奉行や筆者当番の役として取り置き、たまつたら「文庫」の番衆に渡すべきことが定められている。

また、明応三年(一四九四)二月十三日の興隆寺文書納箱蓋裏書<sup>23)</sup>には、つぎのような注目すべき記述がある。

〔史料三〕

当山毎年修二月会大頭差文、同歩射・舞童・屈請等之記并御寄進状・奉書以下之事、年々分至当年者、被写置山  
口殿中文庫訖、於後年者、祭礼翌日為執行坊役、案文悉可被調進之由被仰出畢、此旨可有存知者也、

明応三年<sup>甲寅</sup>二月十三日

すなわち、大内氏の氏寺である水上山興隆寺で毎年執行される修二月会の大頭役を定めた「差文」をはじめとして、同会で行われた歩射・舞童・屈請等に関する記録、及び「御寄進状」・「奉書」を当年のものまで「山口殿中文庫」に写し置いたこと、今後は祭礼が終わった翌日に執行坊の役目として案文を調進するよう命じられたことなどがわかる。

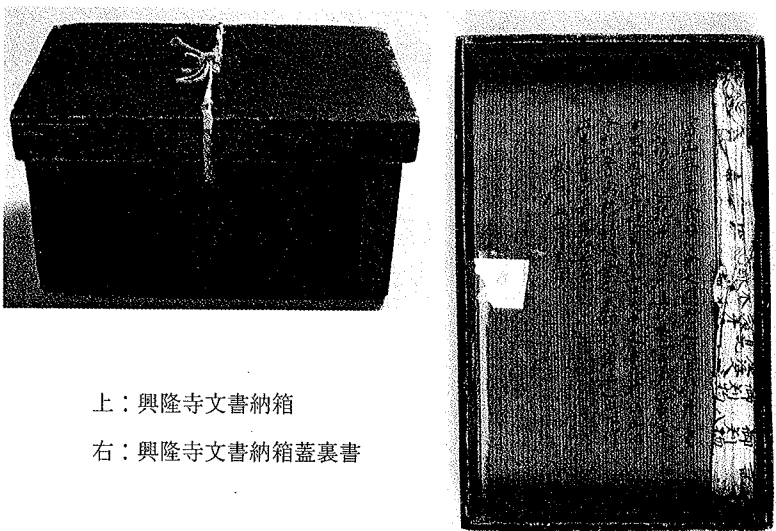
さらに、享祿四年(一二五三)十二月、大和国人の十市遠忠が木阿本『李花集』(後醍醐天皇皇子宗良親王の和歌集)を写した際の奥書には、彼が写した写本は「防州大内文籠之抄物」であったことが記されている。<sup>24)</sup>

これらの実例から、「殿中文庫」は、山口の大内館にあったこと<sup>25)</sup>、警備の者がいたこと、氏寺の祭礼記録と氏寺に出された大内氏の文書の控えのほか、和歌や連歌の懐紙、歌書を保管していたこと等々が判明する。

では、「殿中文庫」とはいったいどのような性格の施設だったのであろうか。

従来、この「殿中文庫」なるものは、代々文芸に造詣の深い大内氏が収集した典籍や経学詩文など内外の稀書珍籍を納めた、本邦図書館史上特筆に値するものであるとの理解が一般的であった。<sup>26)</sup>

ところが、もともと「文庫」とは、『沙汰未練書』<sup>27)</sup>に「文庫トハ、引付評定事切文書等置所也、又文倉トモ云、又文殿トモ云」とあるように、典籍の類よりも政治関係の文書を納めるものであった。<sup>28)</sup>そして、鎌倉幕府においては、「文庫」は、奉行人たちが個々に所蔵する文書・記録類を総括する機能を最終的に保証する役割を担保していたとされる。<sup>29)</sup>また、いわゆる大内氏掟書も、「文庫」に



上：興隆寺文書納箱

右：興隆寺文書納箱蓋裏書

たまつた「奉書・壁書・判物」などの案文を集成したものであるとの説が出されている。<sup>30)</sup>

このような見解に立てば、「殿中文庫」とは、典籍・図書類のみでなく、冒頭で想定したような、大内氏にとって領国支配の上で不可欠な御判や奉書の案文を保管し、必要に応じて上覧に供するための施設でもあつたと考えられる。もつとも、「殿中文庫」が今までに推測してきたような施設であつたとしても、これが大内氏の政庁における唯一の文書保管施設であつたというわけではない。

長享三年(一四八九)八月の掟書<sup>31)</sup>に注目してみよう。

〔史料四〕

一 記録所壁書案文

記録所事、奉行人同筆者之外、不可参候之由、被押壁書之処、其後猶以猥各令出入云々、所詮、至記録所同渡縁摩豆、右人数之外、諸人可被停止祇候之、至御用之仁者非制限、若猶自今以後、於令違背此旨之仁者、可有殊御成敗之由、所被仰出、壁書如件、

長享三年八月 日

この史料には、「記録所」という組織あるいは施設の名称が見え、そこには、奉行人と奉行人の筆者以外はみだりに近づくことが禁じられていることがわかる。この「記録所」とは一体どのような組織(施設)であろうか。

先行研究によれば、「記録所」とは裁判記録などの保存にあつた室町幕府の問注所に相当するもの<sup>32)</sup>、あるいは記録や、行政や司法関係の書類を保管したと思われる機関とされる<sup>33)</sup>。いずれも、大内氏の領国支配組織が、室町幕府のそれになつたものという理解が前提となつている。

ところが、管見の限り、大内氏の「記録所」が明記されている史料はこの掟書のみであるため、その実態を明らかにすることは非常に困難といわざるを得ない。したがって、その実態を探るためには、「記録所」の唯一の使用例であるこの史料において、「記録所」に近づくことが許されている人物が、「御用之仁」を除き、基本的には「奉行人」と「同筆者」のみという事実が改めて問われなければならない。

大内氏の奉行人は、戦時には軍事指揮官として出陣する武将としての顔を持ち、室町幕府の奉行人とは違って純粋な文官ではない<sup>34)</sup>。とは言え、彼らの多くは有職故実に通じ、政務処理の技術に長けた大内氏政庁における実務吏僚団であつた。文書主義による領国支配をめざす大内氏の文書行政の中枢を担う存在といえる。一方、奉行人の筆者とは、この場合、奉行人の指示の下で、文書の書写等の実務をこなす文官であろう。

また、大内氏にあつて「所」という名称を持つものとしては、「侍所」や「政所」がある。いずれも、先学により指摘されているような大内氏の支配組織の名称である<sup>35)</sup>。

これらのことから、その実態は正確には不明といわざるを得ないが、「記録所」とは、その語感といい、今のところ唯一の使用例といい、何らかの記録あるいは文書を保管していた組織であつた可能性が高い。

とすれば、「記録所」と「殿中文庫」との関係を当然問題としなければならぬ。この点については、今のところ、「記録所」が文書等を保管する組織であり、「殿中文庫」は図書や文書等を保管する施設Ⅱ書庫であると考えたいが、詳細については今後の課題としたい。<sup>36)</sup>

おわりに

大内氏にとって、「殿中文庫」とはいったい何であったのか。

「殿中文庫」が先行研究で指摘されている内外の稀書珍籍を集めた図書館的な施設であったにせよ、小稿で推定したような政治関係の文書をも保管した施設であったにせよ、いずれにしても大内氏が重要と認識した「紙という媒体に書かれた情報」を蓄積し、保管する機能を持った施設であったことはまちがいない。

最後に、このような文書管理の体制がいつごろ整備されたのかに付言しておきたい。

前述のように、奉書案文の取り扱いに関する規定が文明十八年(二四八六)に確認でき、「文庫」の初見は長享三年(一四八九)である。また、分限帳とおぼしき文書は享徳四年(一四五五)に、公用日記は文明十五年(二四八三)にはそれぞれ確認できる。

これらが、いずれも一五世紀の半ば〜後半という時期に集中しているのは、単なる偶然とは思われない。応仁・文明の乱の主役の一人であった大内政弘が、帰国後に法令を整備し、領国の支配体制を再編成していったことはよく知られている。<sup>37)</sup>とすれば、文書管理体制の整備もその一環であったと思われる。<sup>38)</sup>さらに推測を重ねるならば、大内氏権力の最高意思決定機関である「評定」<sup>39)</sup>が、やはりこの時期に制度的に確立したと密接な関係があるだろう。なぜならば、正しい判断を下すためには、文書による事実関係の吟味が不可欠となるからである。

以上検討してきたように、中世、西国屈指の大名であった大内氏は、文書の重要性を認識し、文書によって事実関

係を確定したり、意思を伝えたりする「文書主義」を採用し、それにもとづいた領国支配を行っていた。そのために文書の写しを作成・保管して、上覧に備えるよう、法令で定めていた。こうして集積された文書の写し及びそれを納める場の一つが、「殿中文庫」であったと考えられる。とすれば、「殿中文庫」とは、まさに、大内氏の「文書主義」にもとづく領国支配を支える装置の一つであったと評価できるのではないだろうか。<sup>40)</sup>

註

(1) 「毛利家文書」八五七号(『大日本古文書』家わけ八の三、七八頁)。

(2) 拙稿「毛利氏の領国支配機構と大内氏旧臣大庭賢兼」(『山口県地方史研究』六四号、一九九〇年)一九一―二〇頁、二五―二六頁。

(3) 「三浦家文書」五三号(『大日本古文書』家わけ一四、三五―五頁)。

(4) 田沼陸「室町幕府・守護・国人」(『岩波講座日本歴史』七(岩波書店、一九七六年)四〇頁)。

(5) 「安富家証文」一九号(拙稿「大内氏家臣安富氏の関係史料について」(一)、『山口県文書館研究紀要』二七号、二〇〇〇年)六八頁)。

(6) 松岡久人「西国の戦国大名―大内氏を中心として―」(『戦国大名の研究』戦国大名論集六(吉川弘文館、一九八四年)三九五頁。初出は永原・ホール・ヤマムラ編『戦国時代』(吉川弘文館、一九七八年)。

(7) 松岡久人「大内氏の発展とその領国支配」(魚澄惣五郎編『大名領国と城下町』(柳原書店、一九五七年)六九―七四頁。佐伯弘次「大内氏の筑前国郡代」(『九州大名の研究』戦国大名論集七(吉川弘文館、一九八三年)三二一、三三七頁。初出は『九州史学』六九号、一九八〇年)ほか。

(8) 「正法寺文書」四二号(『山口県史』史料編中世3、七七―七頁)。

(9) 「大内氏掟書」五八条(『中世法制史料集』三卷 武家家法I(岩波書店、一九六五年)五六頁)。以下、「大内氏掟書」の出典及び条数はすべて同書により、「掟書」五八条(『法制』五

六頁)のごとく略記する。

(10) 現在、前田育徳会尊経閣文庫に所蔵されるものは、相良正任の自筆とされる。『山口県史』史料編中世1に全文翻刻。

(11) 「正任記」に書き留められた案文の正文が現存している事例も確認できる。例えば、文明十年十月十八日条に見える氷上山円乗坊重祐に日面寺の当務を認めたと大内政弘の裁許状案(『山口県史』史料編中世1、三五〇頁)の正文は、現在周防国分寺に伝わる(国分寺蔵「興隆寺文書」二〇号へ「山口県史」史料編中世2、四四七頁)。

(12) 正任の私的な手控えであっても、執務上の利用頻度と価値が高ければ後述する「殿中文庫」に納められた可能性がある。また公的な記録であっても、正任の勤務形態によっては相良家で保管されていた可能性がある。正任自筆本が掟書と共に加賀前田家に伝来したことも、この問題を考える上でヒントになるかもしれない。

(13) 「掟書」九六条(「法制」七二頁)。

(14) この史料に見える「案文」を草案(下書き)とする見解もある(例えば、川戸貴史「戦国期大内氏の意志伝達システム」

『日本歴史』七二三号、二〇〇七年<七二頁>。しかし、案文とは、文書そのものの効力に即して作られる写し(控え)のことであり、下書きは、当時草案や土代と呼ばれた(佐藤進一

『新版』古文書学入門)へ法政大学出版局、一九九七年<一一三―一六頁>。他の実例からも、大内氏関係史料に見える案文は、下書きではなく後日の控えと解釈できる(『三浦家文書』五三三号へ「大日本古文書」家わけ一四、三五五頁)。「興隆寺文書」二三九号へ「山口県史」史料編中世3、三二七頁(など)。この点は、小稿での重要な論点であるため、あえて確認しておく。

(15) 「掟書」一三五―一三七条(「法制」八九頁)。

(16) 「住吉神社文書」一一一・一六五・一八七・二三二・二五三・二六〇・二六三号(『山口県史』史料編中世4、四一九・四三四・四四一・四五二・四五七・四五九・四七三頁)。このとき書写された写本七帖は、今日「政弘本」と称される。そして、政弘本に含まれる文書写しの正文は、一割程度しか現存していない。文書保存の観点からすれば、政弘の処置は先見の明があったと評価でき、その功績は大きい。

(17) 「厳島野坂文書」一六八号(『広島県史』古代中世資料編II、

一一四頁)。

(18) 松井輝昭『厳島文書伝来の研究―中世文書管理史論―』(吉川弘文館、二〇〇八年)一四七頁。「厳島野坂文書」一八五五

号(『広島県史』古代中世資料編II、一三二二頁)。事実、大内氏は、しばしば社家衆や内侍の訴えを奉書や証文の出帯があるまでは、最終決定を留保あるいは却下したことが知られる(例えば、「厳島野坂文書」四三・七一・一八四号へ「広島県史」古代中世資料編II、二九・四八・一一四頁)。

(19) 前掲註(18)所引松井著書一四七頁。また、松井氏は、大内氏が棚守房頭(三〇通)の種目やその通数が細かに書き上げられた奉書目録注文を与え、別の書状でも、一〇通以上の奉書の内容を細かに書き分け、それについてコメントを添えている事例に注目され、こうした文書は、いずれもさきに発給された奉書の控え(案文)がなければ作成できないものだと指摘されている。

(20) 米原正義『戦国武士と文芸の研究』(桜楓社、一九七六年)六三三頁。

(21) 前掲註(18)所引松井著書一三二頁。また、その結果として、

安芸厳島神社においては、棚守房頭ら社家衆も大内氏の「文書による支配」に慣れることを余儀なくされ、文書の保管についても認識を深めることになったという(松井著書一四八頁)。

(22) 「掟書」一三三―一三六条(「法制」八七頁)。なお、この掟書がだされた背景としては、大内政弘と親交の深かった連歌師の宗祇が当時山口に滞在中であったことが考えられるのではないかとこの点が指摘されている(尾崎千佳『新撰免玖波集』成立の二背景―大内政弘とその周辺)へ二〇〇九年度芸備地方史研究会大会シンポジウム基調講演)。

(23) 「興隆寺文書」一三三九号(『山口県史』史料編中世3、三二七頁)。

(24) 松田武夫校訂『季花集』(岩波書店、一九四三年)一五五頁。

(25) 永正十七年(一五二〇)閏六月の高嶺大神宮御鎮座伝記の追記には、「御遷宮并年中御神事等目録・同此一巻(高嶺大神宮御鎮座伝記)等」を文箱に入れて、「殿中御二階」に置いたと記されている(『山口大神宮文書』一号へ「山口県史」史料編中世2、九一二頁)。殿中文庫が、二階建ての建物、もしくは建物の二階にあった可能性も考えられる。

- (26) 小川五郎「大内版と大内文庫」〔防長文化史雑考〕へ小川五郎先生遺文集刊行会、一九七〇年へ九三―九五頁。初出は三輪孝編「大内時代とその文化」へ山口県知事公室、一九五〇年へ、「山口県文化史」通史編(一九五二年)三八〇―三八二頁、前掲註(20)所引米原著書七八九―七九二頁など。なお、このような立場からは、「殿中文庫」の蔵書の復元が試みられている。
- (27) 『統群書類従』巻七〇四、武家部五十所収(統群書類従完成会『統群書類従』二十五輯上、七頁)。
- (28) 前述したように、実例から、大内氏が「殿中文庫」に保管していたことが判明するものは、一見すると宗教や文芸の色彩が強い。しかしながら、中世社会は、宗教性を媒介として文芸と政治が一体の社会であったとされるから(川添昭二「中世九州の政治・文化史」へ海鳥社、二〇〇三年へ四頁)、これらは政治的な意味を持っている史料といえる。事実、氏寺興隆寺は大内氏の領国支配のための精神的支柱であった。
- (29) 高橋一樹「一九九九年度歴史学研究大会報告中世史部会コメントI」〔歴史学研究〕七二九号、一九九九年 八一頁。
- (30) 大森美保子「大内氏掟書」の実体をめぐって」〔ヒストリア〕一〇八号、一九八五年 六一頁。
- (31) 「掟書」一三四条(法制)八八頁。
- (32) 下村效「義隆の領国経営」(米原正義編「大内義隆のすべて」へ新人物往来社、一九八八年) 八三頁。
- (33) 藤井崇「大内政弘の権力構造と周防・長門支配」〔年報中世史研究〕三三三号、二〇〇七年 二一〇頁。
- (34) 三村講介「大内氏奉行人家の存在形態―備中守・木工助系杉氏を中心に―」〔九州史学〕一五三号、二〇〇九年 四三頁。
- (35) 前掲註(7)所引松岡論文七七頁。前掲註(32)所引下村論文八三頁など。
- (36) 「記録所」は組織でなく単なる文書保管庫であった可能性もある。また、組織であった場合、当然文書を保管する空間(書庫)を持っていたと思われる。いずれにせよ、「記録所」と「殿中文庫」の何らかの棲み分けはなされたであろう。その場合、保管する文書・記録の性格による差異を想定するのが一番妥当である。例えば、以下のようないくつかのケースが想定される。
- ① 「記録所」：公的な文書・記録、「殿中文庫」：ややプライベートに近い文書・記録や図書、② 「記録所」：機密性の高い文書、「殿中文庫」：機密性のやや劣るもの、③ 「記録所」：利用頻度の高い文書、現用文書、「殿中文庫」：利用頻度の低い文書、半現用文書。④ 右記②と③において「記録所」と「殿中文庫」の収納物を逆に考えるケース、等々。

〔付記〕本稿は、国文学研究資料館史料館主催の平成十一年度史料管理学会(現アーカイブズ・カレッジ)の短期研修を受講した際に提出したレポートを大幅に加筆修正したものである。

- (37) 松岡久人「大内氏」〔地方別日本の名族〕九へ新人物往来社、一九八九年へ二〇九―二一〇頁。小川国治編「山口県の歴史」(山川出版社、一九九八年)一〇〇頁など。
- (38) 当該期、大内政弘によって袖判下文の採用をはじめとする当主発給文書の再編や整備がなされたという興味深い指摘もある(萩原大輔「大内氏の袖判下文と御家人制」へ『古文書研究』六八号、二〇一〇年へ九四頁)。
- (39) 佐伯弘次「大内氏の評定衆について」〔古文書研究〕一九号、一九八二年 六四頁。
- (40) この推論が正しければ、「山口殿中文庫」という名称は、大内氏領国の首都である「山口」に置かれた「殿中」(大内館の中心的な建物)に設けられた「文庫」という、語源的にもアーカイブズと呼ぶにふさわしいものだったことになる。